

介護保険関係の条例改正について

令和 7 年第 1 回区議会定例会で議決を得た、以下の条例（いずれも令和 7 年 4 月 1 日施行）の改正概要等を報告します。

1 杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例

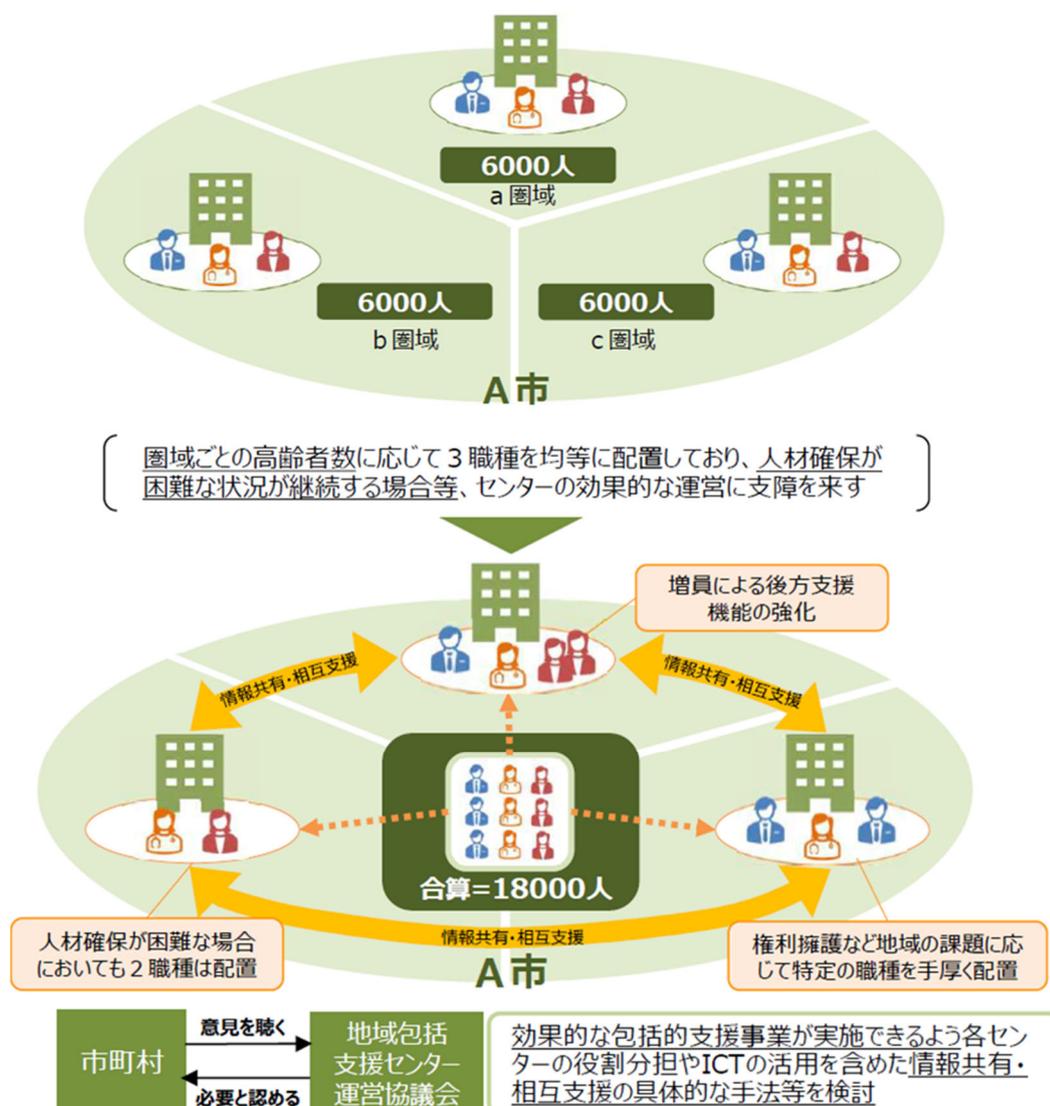
(1) 改正の趣旨

- 地域包括支援センター（ケア 24）における包括的支援の実施に係る基準については、厚生労働省令で定める基準を基に、条例で定めている。
- このたび、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難になっている現状を踏まえて、省令が一部改正されたことに伴い、省令と同様の改正を行った。

(2) 改正の概要

① 複数のケア 24 での合算による人員配置（第 4 条第 2 項）

- 介護保険運営協議会がケア 24 の効果的な運営に資すると認めるときは、複数のケア 24 の人員を合算して配置基準を満たすものとする。



出典：『令和 6 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について』厚生労働省令和 6 年 8 月 5 日事務連絡

- 本規定については、各ケア 24 におけるサービスの質を確保する等の観点から、当区では当面適用しないこととする。

② 常勤職員数に換算する方法による人員配置（第4条第3項）

- 介護保険運営協議会がケア 24 の運営状況等を勘案して必要と認めるときは、常勤職員数に換算する方法により、常勤職員数に相当する人員配置をすることができる。

【換算の例】

週 40 時間勤務の常勤職員 1 名が欠員となる場合

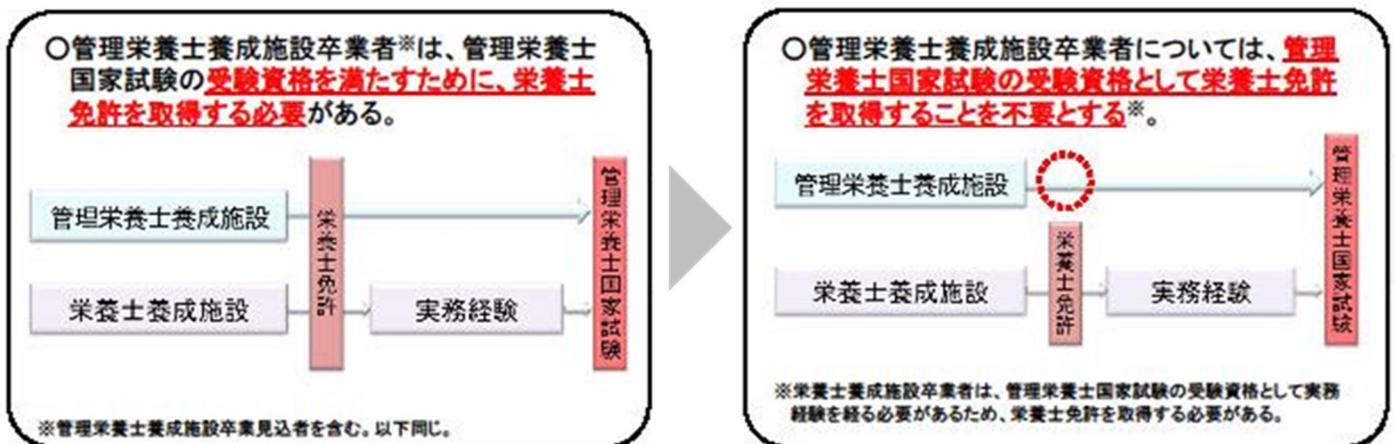
改正前	改正後
常勤職員（週 40 時間勤務） 1 名の補充が必要	週 24 時間勤務の職員 1 名と、週 16 時間勤務の職員 1 名の計 2 名を配置することで可

- 今後、ケア 24 運営事業者から、本規定を適用したい旨の申出があった場合、あらかじめ介護保険運営協議会の審議・了承を得て認めることとする。

2 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例

(1) 改正の趣旨・概要

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準については、厚生労働省令で定める基準を基に、条例で定めている。
- このたび、栄養士法の一部改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者について、管理栄養士国家試験の受験資格としては、栄養士免許を取得することを要しないとされたことから、省令が一部改正された。このことを踏まえて、栄養士の配置が必要な事業所において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置することができるよう、省令と同様の改正（第15条第12項）を行った。



出典：内閣府『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）（第14次地方分権一括法）の概要』を基に作成